

飲酒運転は身の破滅!!

～みんなで飲酒運転をなくしましょう!～

加古川警察署は飲酒運転検挙数県下 **No. 1**

※前年対比で増加傾向  **37件検挙** (平成30年4月末暫定値)

《飲酒運転には厳しい処罰が課せられます!!》

【行政処分】

○酒酔い運転

・アルコールの影響で正常な運転が困難な状態⇒**35点:免許取消**

○酒気帯び運転

・呼気1リットル中0.15mg以上0.25mg未満の
アルコールを保有⇒**13点:免許停止90日**

・呼気1リットル中0.25mg以上の
アルコールを保有⇒**25点:免許取消**

【刑事罰】

○酒酔い運転 5年以上の懲役又は100万円以下の罰金

○酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金



一杯で消える未来と消せぬ罪

《運転者以外も処罰されます!!》

○飲酒運転のおそれのある者に「**車両を提供する**」行為

○運転することがわかっている者に「**酒類を提供、飲酒を勧める**」行為

○飲酒運転であることを知りながら「**要求・依頼をして同乗する**」行為



《飲酒運転を防止するために》

○お酒を飲むときは「**ハンドルキーパー**」を決めましょう!

グループで飲食する際に、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決めて、その人が車を運転して仲間を自宅まで送り届けるといふものです。